

介護老人保健事業所あいあい山口 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人相川医院が開設する介護老人保健事業所あいあい山口において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健事業所が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健事業所あいあい山口
- (2) 開設年月日 平成5年4月1日
- (3) 所在地 山口県山口市鑄銭司 5963 番地 1
- (4) 電話番号 083-986-2179 FAX 番号 083-986-2845
- (5) 管理者名 相川 裕之
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健事業所 (3550380020 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(兼務)
- (2) 医師 1人以上
- (3) 看護職員 1人以上
- (4) 介護職員 5人以上
- (5) 支援相談員 1人以上
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1人以上
 - ・作業療法士 1人以上
 - ・言語聴覚士 1人以上
- (7) 栄養士
 - ・管理栄養士 1人以上
- (8) 介護支援専門員 0人
- (9) 事務職員 0人
- (10) 営繕職員等 2人以上
- (11) 鍼灸マッサージ師 1人

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の事業所サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。また、口腔機能に応じた、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを提供する。
- (4) 介護職員は、利用者の事業所サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利

用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（７）管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理、食事相談を行う。また、栄養状態に応じた栄養ケア計画を作成、栄養改善サービスを提供する。

（８）介護支援専門員は、利用者の介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

（９）事務員は、事業所の会計、職員の福利厚生、庶民的業務当に従事する。

（１０）営繕職員及び清掃職員は、事業所の営繕・清掃に従事する。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

（１） 営業日 毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とする。

（尚、8 月 13 日～8 月 16 日間の 3 日間及び 12 月 31 日～1 月 3 日間は除く）

（２） 営業時間 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（３） サービス提供時間 営業日の午前 8 時 50 分から午後 4 時 10 分までとする。

（利用定員）

第 8 条 通所リハビリテーションの利用定員数(介護予防通所リハビリテーションを含め)

1 日 32 人 とする。

（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容）

第 9 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、栄養ケアマネジメントを実施する。

6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

別紙 重要事項説明書Ⅱ通り

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

山口市、防府市

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙について、喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
- ・ 火気の取扱いは、事業所内では、固くお断りします。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、各自でお願いします。
- ・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時の医療機関での受診はできません。
- ・ 宗教活動・政治活動は、利用時の執拗な活動はご遠慮下さい。
- ・ ペットの持ち込み及び飼育は、お断りします。
- ・ 「なまもの」の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 他利用者との金銭等のトラブルが生じないようにご注意下さい。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人相川医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 入所者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね年に 4 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 当事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第 21 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 22 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし

た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人相川医院の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。